

久慈地方振興局長告示第 12 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 9 日

久慈地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 訪問介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700114	元気の泉ヘルパーステーション訪問介護事業所	久慈市旭町第 8 地割 100 番地	平成 18 年 3 月 5 日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700155	元気の泉ヘルパーステーション訪問入浴介護事業所	久慈市旭町第 8 地割 100 番地	平成 18 年 3 月 5 日

3 通所介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700080	元気の泉デイサービスセンター	久慈市旭町第 8 地割 100 番地	平成 18 年 3 月 5 日
0370700122	山根地区デイサービスセンター	久慈市山根町字下戸鎖第 6 地割 63 番地 1	平成 18 年 3 月 5 日
0370700130	宇部地区デイサービスセンター	久慈市宇部町第 5 地割 41 番地	平成 18 年 3 月 5 日
0370700148	侍浜地区デイサービスセンター	久慈市侍浜町字外屋敷第 6 地割 10 番地 4	平成 18 年 3 月 5 日